

# 一般社団法人日本統計学会 定款細則

一般社団法人 日本統計学会

## (目的)

- 第1条 この細則は、一般社団法人 日本統計学会（以下「本会」という。）定款（以下「定款」という。）に規定する業務の範囲及び取り扱いの方法について定める。

## (入会)

- 第2条 本会の入会は、定款第6条の定めにより理事会の議を経てその可否が決定される。
- 2 入会を希望する者は、所定の様式を事務局に提出する。
  - 3 学生会員は、1名の正会員の推薦を必要とする。
  - 4 会員は、日本統計学会誌等の配付を受け、ならびに本会の催す諸種の学術的会合に参加することができる。ただし、準会員は日本統計学会誌の配付を受けない。

## (名誉会員)

- 第3条 会長は、定款第5条により、次のいずれかの条件を満たす者を、名誉会員候補として社員総会に提案することができる。
- (1) 代議員が推薦する者
  - (2) 正会員、名誉会員のうち10名以上が推薦する者
- 2 名誉会員は、社員総会の議を経て承認される。

## (準会員)

- 第4条 定款第5条により、本会の趣旨に賛同し、活動に参加し、それぞれの職域で統計学を活用しようとする個人で、中学校、高等学校等の教職員及びこれに準ずると理事会の認めた者は、準会員として入会を希望することができる。
- 2 準会員は、理事会の議を経て入会の可否が決定される。
  - 3 準会員は、会報の配付を受け、ならびに本会の催す諸種の学術的会合に参加することができる。

## (団体会員)

- 第5条 定款第5条により、本会の趣旨に賛同し、活動に参加しようとする法人または団体は、団体会員として入会を希望することができる。
- 2 団体会員は、理事会の議を経て入会の可否が決定される。
  - 3 団体会員は、5名以内を1口として登録し、日本統計学会誌等の配付を受け、ならびに本会の催す諸種の学術的会合に参加することができる。

(賛助会員)

- 第6条 定款第5条により、本会の事業を賛助しようとする個人または団体は、賛助会員として入会を希望することができる。
- 2 賛助会員は、理事会の議を経て入会の可否が決定される。

(社員総会)

- 第7条 社員総会は、定款第4章の項目の他、この細則の定めによる。
- 2 社員総会は、定款に示された事項及び以下の事項を審議する。
- (1) 会長候補者の推薦
  - (2) 理事長候補者の選挙
  - (3) 特別委員会の構成に係る事項
  - (4) 申請に基づく研究部会、研究分科会の設置
  - (5) その他、理事会が求める事項
- 3 社員総会は、本会運営のための規程等の制定及び変更を審議する。
- 4 社員総会は、定款細則を審議する。
- 5 社員総会は、その他本会の目的を達成するために必要な事項及び事業を立案する。
- 6 社員総会の議長は、必要がある場合には、代議員以外の会員の社員総会への出席を認めることができる。
- 7 社員総会の議事録については、これを事務局に保存し、その概要を会報に掲載する。会員から開示の要請があった場合はこれに応じる。

(理事会)

- 第8条 理事会は、定款第6章の項目の他、この細則の定めによる。
- 2 理事会は、本会運営のための規程等の制定及び変更を提案する。
- 3 理事会は、定款細則を提案する。
- 4 理事会は、その他本会の目的を達成するために必要な事項及び事業を立案する。
- 5 理事会の議長は、必要がある場合には、理事以外の会員の理事会への出席を認めることができる。
- 6 理事会の議事録については、これを事務局に保存し、その概要を会報に掲載する。会員から開示の要請があった場合はこれに応じる。

(事務局)

- 第9条 事務局は、定款第42条の定めにより置くことができる。
- 2 事務局は、公益財団法人 統計情報研究開発センター（〒101-0051 東京都千代田区神田神保町 3-6 能楽書林ビル5F）内に置く。

1. 本細則は平成23年4月1日より施行する。
2. 本改定版は平成28年3月4日より施行する。
3. 本改定版は平成29年6月10日より施行する。
4. 本改定版は令和4年5月21日より施行する。